

# 山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務を委託するに当たり、最も適した候補者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

## 1 公表日

令和7年4月4日

## 2 発注者等

### (1) 発注者

地方独立行政法人山口県立病院機構

### (2) 事務局

本部事務局 新病院整備室

所在地：〒747-8511 山口県防府市大字大崎 10077 番地

電話番号：0835-28-7933

メールアドレス：shinbyouin@ymghp.jp

## 3 業務概要

### (1) 業務名

山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務

### (2) 実施場所

山口県防府市大字大崎 地内

### (3) 目的

山口県立総合医療センター施設整備設計に関し、高度な専門知識や病院建替えに係るマネジメント能力を有し、実績が豊富な事業者からの支援を受けることにより、限られた予算及びスケジュールの中で、施設整備を円滑に推進することを目的とする。

### (4) 業務内容

業務委託仕様書（案）のとおり

### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月末まで

### (6) 事業費上限額

99,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (7) 支払条件等

各会計年度における業務委託料の支払予定額の割合は次のとおりとする。ただし、予算の都合等により設計の必要が生じた場合は、受注者と協議の上、変更することがある。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
支払予定額	30%程度	50%程度	20%程度	100%

#### 4 手続きのスケジュール（予定）

項目	日程・期日等
公表日	令和7年4月4日（金）
質問書提出期限	令和7年4月16日（水）16時
質問回答	令和7年4月21日（月）
参加表明書等の提出期限	令和7年4月25日（金）16時
参加資格結果通知	令和7年5月1日（木）
企画提案書等の提出期限	令和7年5月20日（火）16時
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年5月27日（火）
審査結果通知	令和7年5月30日（金）

※現場説明会は行わない。建設予定地や現病院等の見学を希望する場合は、2（2）事務局へ事前に連絡すること。

#### 5 応募等に関する制限

- （1）「山口県立総合医療センター施設整備設計業務」の受注者（協力会社を含む。）及びこれらと資本関係、もしくは人的関係にある者は、本プロポーザルに参加することはできない。
- （2）本業務の受注者（協力会社を含む。）及びこれらと資本関係または人的関係にある者は、別途、公募型プロポーザルを行っている「山口県立総合医療センター新病院開院支援業務」を受注することはできない。

##### 〔資本関係または人的に関係のある者〕

ア．資本関係とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある場合または親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

イ．人的関係とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表者を有する役員を兼ねていることをいう。

#### 6 参加資格

##### （1）提案参加者の資格

単独であって、次の各要件をすべて満たすこと。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者ではないこと。
- イ. 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- ウ. 山口県競争入札参加資格の建設工事に係る通知を受けていないこと。
- エ. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- オ. 本業務の同種業務（※）を元請として受注（共同企業体の場合にあつては、共同企業体の代表者としての受注に限る。）し、かつ、契約履行が完了した実績を有する者であること。

※契約履行の完了が平成 27 年 4 月 1 日以降で病床が 300 床以上の病院の新築、改築または増築工事に係る次のいずれかを含むコンストラクション・マネジメント業務をいう。なお、1 つのプロジェクトにおいて複数の段階を履行している場合の実績は「1 件」として取扱う。

- ア) 基本設計段階におけるマネジメント
- イ) 実施設計段階におけるマネジメント

- カ. CM事業者名簿（2025. 3. 14 版 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会）に記載されていること。

## （2）配置技術者の資格

配置技術者（管理技術者、主任技術者）は、次の各要件をすべて満たすこと。

### ア. 管理技術者

提案参加者の組織に所属する者であり、主任技術者を兼任しないこと。

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、管理技術者または主任技術者（建築総合）として契約履行が完了した実績を有すること。
- ・ CCMJ（一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー）及び一級建築士の資格を有すること。

### イ. 主任技術者

提案参加者の組織に所属する者であり、各主任技術者を兼任しないこと。

#### ア) 主任技術者（建築総合）

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、管理技術者または主任技術者として契約履行が完了した実績を有すること。
- ・ CCMJ または一級建築士の資格を有すること。

#### イ) 主任技術者（構造）

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、主任技術者（構造に係るものに限る。）として契約履行が完了した実績を有すること。
- ・ CCMJ または構造設計一級建築士もしくは一級建築士の資格を有すること。

ウ) 主任技術者（電気設備）

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、主任技術者（電気設備に係るものに限る。）として契約履行が完了した実績を有すること。
- ・ C C M J 又は設備設計一級建築士もしくは建築設備士の資格を有すること。

エ) 主任技術者（機械設備）

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、主任技術者（機械設備に係るものに限る。）として契約履行が完了した実績を有すること。
- ・ C C M J または設備設計一級建築士もしくは建築設備士の資格を有すること。

オ) 主任技術者（建築コスト管理）

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、主任技術者（建築コスト管理に係るものに限る。）として契約履行が完了した実績を有すること。
- ・ C C M J、一級建築士、建築コスト管理士、建築積算士のいずれかの資格を有すること。

## 7 質問書の提出

実施要領等に関する質問があるときは、次のとおりとする。

### (1) 提出期限

令和7年4月16日（水）16時 必着

### (2) 提出方法

2（2）に記載する事務局あてに、質問書〔様式1〕を電子メールで提出するととし、件名は「【参加者名】山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務公募型プロポーザルに係る質問」とすること（電話で提出確認のための連絡をすること）。

### (3) 回答方法

令和7年4月21日（月）までに、山口県立病院機構ホームページに公開する。

## 8 参加表明手続き

### (1) 提出物

用紙の大きさはA4判とし、左端を左クリップ仮綴とする。

- ア. 参加表明書〔様式2〕
- イ. 会社概要〔様式3〕
- ウ. 会社の同種業務実績〔様式4〕
- エ. 配置技術者一覧〔様式5〕
- オ. 配置技術者の経歴等〔様式6-1～6-6〕

### (2) 提出期限

令和7年4月25日（金）16時 必着

### (3) 提出方法

2 (2)に記載する事務局あてに、持参または郵送すること（郵送の場合は事前に電話で連絡すること）。

### (4) 結果の通知

参加資格の有無について、令和7年5月1日（木）までに、電子メールで通知する。

### (5) その他

参加資格を満たす者が5者を超えた場合には、提案参加者（会社）や配置技術者等の実績を評価し、5者程度を企画提案書の提出者として選定する場合がある。

### (6) 辞退

参加表明書を提出した後に、企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までの間に辞退届〔様式7〕を電子メールにより提出すること。

## 9 企画提案書等の提出

企画提案への参加に係る通知を受けた者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出すること。

### (1) 提出物

- ア. 企画提案書（表紙）〔様式8〕
- イ. 業務実施方針〔様式8-1〕
- ウ. 評価テーマ〔様式8-2〕
- エ. 見積書〔参考様式〕

### (2) 企画提案書の作成に係る留意事項

業務実施方針を指定の〔様式8-1〕に、評価テーマに対する提案内容を指定の様式〔様式8-2〕に具体的に記載すること。なお、記載に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・業務実施方針は、1枚の用紙（A4判縦（余白は上下左右ともに10mm以上とする。））に収める。
- ・課題に対する提案は、テーマ毎に1枚の用紙（A4判縦（余白は上下左右ともに10mm以上とする。））に収め、文章での表現を原則とし、基本的な考え方や具体的な方法等を簡潔に記述すること。なお、文書を補完するためのイラストやイメージ図等の使用は認める。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とする（図中等は除く）。
- ・提案者が特定できる内容（会社のロゴマーク等）は記載しないこと。
- ・評価テーマ（各テーマ共に実績における成果を踏まえた提案とすること。）

#### □テーマ1

高い品質を確保した上での建設費、ライフサイクルコスト等の縮減方策について

□テーマ2

開院目標年次に向けた設計・工事期間の短縮方策について

□テーマ3

コンストラクション・マネジメント業務に関する自由提案

**(3) 見積書の作成に係る留意事項**

当業務を行うための見積書を提出すること。なお、記載に当たっては、業務委託仕様書（案）に示す内容毎の見積額や人役数が判別できるようにすること。

**(4) 提出期限**

令和7年5月20日（火）16時 必着

**(5) 提出方法**

提出物を5部、2（2）に記載する事務局あてに、持参または郵送すること（郵送の場合は事前に電話で連絡すること）。

## 10 審査

企画提案書等の審査は、発注者が組織する「山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

**(1) 一次審査**

事務局が参加表明の際の提出物に基づき、別紙「山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務一次審査評価基準」に基づき採点し、その結果を委員会が審査する。

**(2) 二次審査**

提案参加者は、委員会の委員に企画提案等の理解をより深めてもらえるようプレゼンテーションを行い、委員からのヒアリングを受ける。

委員会は、企画提案書等に対し、別紙「山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務二次審査評価基準」に基づき審査し、最も優れた者（委託候補者）を選定する。

なお、二次審査は次のとおり実施する予定としており、詳細については、別途通知する。

ア. 実施日

令和7年5月27日（火）

イ. 場 所

地方独立行政法人山口県立病院機構本部事務局

ウ. 方法等

- ・ブラインド審査とする。
- ・当機構の職員は傍聴可能とする。

エ. 結果の通知

令和7年5月30日（金）ごろ、提案参加者に郵送する。

オ. 結果の公表

山口県立病院機構のホームページに、各提案参加者の総合評価点及び委託候補者の名称を公表する。

## 11 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 委員に直接、間接問わず当業務に関する連絡を求めた場合
- (2) 委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 参加資格を有していない場合

## 12 随意契約に係る見積書の徴取

- (1) 委託候補者は、提出した企画提案書及び見積書をもとに、改めて見積書を提出し、随意契約の締結のための協議を発注者で行うこと。
- (2) 見積の金額は、原則、企画提案時の範囲内とする。なお、契約締結までに、委託候補者が失格に該当することが認められる等、協議が整わない場合においては、次点者と協議を進める。

## 13 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び円とする。
- (2) 手続きにおいての窓口は、(2)に記載する事務局とする。
- (3) 無効となる参加表明書及び企画提案書等
  - ア. 提出方法、提出先または提出期限に適合しないもの
  - イ. 実施要領に示した様式や留意事項に適合しないもの
  - ウ. 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - エ. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ. 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの
  - カ. 虚偽の内容が記載されているもの
  - キ. 見積額が3(6)に記載した額を超えるもの
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出並びに審査の参加に係る費用はすべて提案参加者の負担とする。
- (5) 提出物は、返還しない。なお、提出物を、委託候補者等の選定以外に提案参加者に無断で使用しない。

- (6) 提出物の修正、再提出はできない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 提出物に記載した配置技術者等は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、発注者が、不適切と判断した場合は、受注者と協議の上、変更を求める場合がある。
- (8) 企画提案書の内容は、契約に係る協議を経て、仕様書の一部として扱う。
- (9) 正常な執行が見込めない等の行為をした者または当該行為をする恐れがあると認められる者は、参加を認めないことがある。
- (10) 提案参加者は、受注者決定後において、実施要領、仕様書等の内容について、不明または錯誤等を理由に意義を申し立てることはできない。
- (11) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、手続を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。